

養育費確保のための事業を始めました。

～向日市養育費確保支援事業補助金について～

ひとり親家庭の方が養育費を確実に受け取れるよう支援するため、公正証書等の作成費用や養育費保証契約を結ぶ際の保証料を補助します。

※令和4年4月1日以降に作成または契約したものが対象となります。

(申請期日は公正証書等を作成した日または養育費保証契約を締結した日の属する年度の末日までです)

申請前にまずは一度ご相談ください



公正証書等作成経費補助

対象者

向日市に住所を有するひとり親であって、次の要件を全て満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けている方または同等の所得水準にある方
- 養育費の取り決めに関する経費を負担した方
- 養育費の取り決めに関する債務名義を有している方
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書に係る補助金等を交付されていない方

補助金額

養育費の取り決めに要する経費のうち、公証人手数料、家庭裁判所の調停申し立てまたは裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本などの添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代の合計額（上限3万円）

養育費保証契約締結経費補助

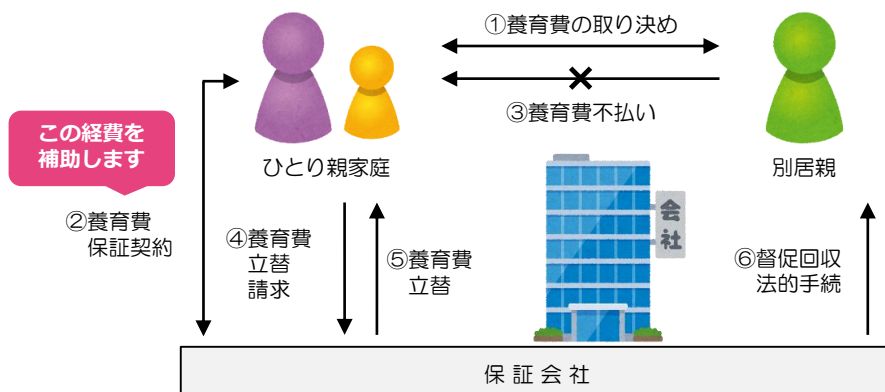
対象者

向日市に住所を有するひとり親であって、次の要件を全て満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けている方または同等の所得水準にある方
- 養育費の取り決めに関する債務名義を有している方
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- 過去に養育費保証に関する補助金等を交付されていない方

補助金額

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち初回分の保証料として本人が負担するもの（上限5万円）



(裏面に続く)

お申し込み
お問い合わせはこちら

向日市 市民サービス部 子育て支援課 (東向日別館4階)

TEL : 075-874-2647 土日祝、年末年始を除く8時30分～17時15分

手続きについて

公正証書等を作成した日 または 養育費保証契約を締結した日 の属する年度の末日までに、**養育費確保支援事業補助金交付申請書**に、次の書類を添えて提出してください。

- 申請者及びその児童の戸籍謄本（児童扶養手当受給者は省略可）
- 世帯員全員の住民票の写し（公簿等の確認により添付省略可）
- 児童扶養手当証書の写し（公簿等の確認により添付省略可）
- 補助対象となる経費の領収書等
- 養育費の取り決めを交わした文書の写し（債務名義化したものに限ります）
- 養育費保証契約締結経費に係る申請の場合は、養育費保証契約書
- 通帳またはキャッシュカードの写し
- その他市長が必要と認めるもの

よくある質問

Q 債務名義とは何ですか。

A 公証役場で作成した公正証書や家庭裁判所で作成した調停調書、審判書、判決書等のことです。養育費の取り決めが守られない場合、強制執行の手続きができます。

Q 公証役場とは何ですか。

A 公正証書の作成などの公証業務を行う公的機関です。中立・公正な公証人が作成する書面を残すことにより、法律的な争いを未然に防ぐことができます。詳しくは、日本公証人連合会ホームページ等でご確認ください。

Q 保証会社の指定はありますか。

A 指定はありません。養育費の保証契約ができる保証会社との契約であれば対象となります。なお、保証会社の紹介はできませんので、インターネット等でお探してください。

国・府の相談機関

機関名	内容	問い合わせ先等
養育費相談支援センター （厚生労働省委託事業：公益社団法人家庭問題情報センター）	養育費や面会交流の相談	☎0120-965-419 （携帯電話等からは03-3980-4108） https://www.youikuhi-soudan.jp/
京都府ひとり親家庭自立支援センター	ひとり親家庭の方々の就職や生活に関する相談	☎075-662-3773 （父子は075-692-3478） https://hitorioya.kyoto/
日本司法支援センター （法テラス）	法的トラブルや裁判手続き、強制執行手続き等の法律的問題に関する法律制度や相談窓口等の情報提供	☎0570-078374 （PHS・IP 電話からは03-6745-5600） https://www.houterasu.or.jp/index.html
日本公証人連合会	全国の公証役場の検索や、公正証書の作成などに関する情報を掲載	https://www.koshonin.gr.jp/
京都家庭裁判所	家事調停の申立てを行うための手続き、必要書類等の情報を掲載	https://www.courts.go.jp/kyoto/index.html

向日市ホームページに上記リンクを掲載しています ↓

問い合わせ先：向日市 市民サービス部 子育て支援課（東向日別館4階）

TEL：075-874-2647 土日祝、年末年始を除く8時30分～17時15分

